

## 論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称	博士（マネジメント）	氏名	原田弘子
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
論文題目			
中心市街地の活性化のための政策プロセスと推進組織に関する研究			
論文審査担当者			
主査	教授	戸田常一	印
審査委員	教授	原口恭彦	印
審査委員	教授	村松潤一	印
〔論文審査の要旨〕			
<b>1. <u>本論文における著者の問題意識と研究目的は次の通りである。</u></b>			
<p>我が国の地方都市では、中心市街地の空洞化が進行してきた。これに対し、政府は中心市街地活性化法（以下、中活法）の制定など、さまざまな政策を講じてきているが、実際に活性化された中心市街地は少ない。</p> <p>中心市街地の活性化は、それぞれの都市のおかれている環境、保有する資源、衰退の進行度合いなどが異なるため極めて個別性が強く、都市の目指すべき都市像や必要な事業は異なると考えられる。</p> <p>上述の問題意識を受け、本論文では、都市の性格に着目して中心市街地の活性化を検討し、地方活性化のための制度運用、すなわち政策プロセスのあり方を検討することを研究の目的としている。</p>			
<b>2. <u>本論文は次の7つの章で構成されており、各章の内容は次の通りである。</u></b>			
<b>第1章 序論</b>			
ここでは、本研究の背景、問題意識と研究目的を述べている。			
<b>第2章 法律および制度上の課題整理</b>			
ここでは、政策上の課題を明らかにするため、各種調査や関係省庁及び政党の提言、勧告などから、我が国の中心市街地活性化政策に関する制度の変遷を確認するとともに、わが国において参考とされたイギリスの都市再生制度をレビューし、わが国の制度設計に対する影響を考察している。			
<b>第3章 先行研究と本研究の分析視点の提示</b>			
ここでは、都市の性格に即した柔軟な制度運用を検討するため、都市計画、商業政策、中心市街地活性化政策の3つの政策分野について政策プロセスごとに先行研究を整理し、先行研究における限界を明らかにしている。これを踏まえ、本論文における以下の2つの分析視点と、本論文の構成を示している。			

- 分析視点1：中活法のスキームは、その都市がもつ性格を十分反映することができているか。
- 分析視点2：中心市街地活性化計画（以下、中活計画）を推進する組織である中活協とまちづくり会社についての役割を明らかにする。

#### **第4章 都市の性格と中心市街地活性化の方向性**

ここでは、分析視点1の検討を行うために、2010年までに内閣総理大臣の認定を受けた100の中活計画について、①都市の規模、②外部都市との関係、③都市内部での中心市街地の求心力を指標として用い、都市を7つに分類している。その後、この分類をもとに都市の性格付けを行い、それぞれの目標指標をもとに中活計画で目指している活性化の方向性を明らかにし、さらに、計画に記載されている活性化事業との整合性を確認している。

#### **第5章 推進組織の分析**

ここでは、分析視点2を検討するために、民間側の政策実施組織である中心市街地活性化協議会（以下、中活協）とまちづくり会社について、その役割を明確化し、特にまちづくり会社の経営の実態を明らかにしている。

#### **第6章 政策プロセスの確認と組織の代替可能性についての検討**

ここでは、広島県内で、1都市を事例として取り上げ、ヒアリング調査を通じて地方自治体における政策プロセス進行、及び、まちづくり会社の他の組織による代替の可能性について検証を行っている。

#### **第7章 結論**

第7章では、本論文のまとめを行い、政策上の示唆及び、本論文の学術的・実務的貢献を示すとともに、残された研究課題を提示している。

### **3. 本論文の評価は次の通りであり、学術的貢献と実務的貢献に分けて述べる。**

#### **(1)学術的貢献**

- ① 都市のおかれている環境に着目して都市の性格付けを行い、中心市街地活性化の方向性との関連を分析したこと。
- ② 民間における政策実施組織である中活協とまちづくり会社の役割を明確にしたこと。
- ③ 中心市街地活性化政策について政策プロセス上の課題を明らかにし、特に2期計画を策定する地方自治体において、政策プロセスが、決定、実施、評価のサイクルと、時間の経過と事業の積み上げを背景にしたフローの組み合わせであることを確認したこと。

#### **(2)実務的貢献**

- ① 都市の性格付けの視点として、都市規模、外部都市との関係性、衰退状況の3つを示し、都市の性格によって活性化の方向性が異なることを示したこと。
- ② 中心市街地活性化政策を題材に、地方都市の再生及び、活性化政策の実施にあたり、有効な組織スキームを示したこと。
- ③ 中活法の運用において、国の方針に定められたフォローアップは、政策目標に対する達成度の評価よりも、当該計画終了以降においても継続的な取り組みを検討する上で有効であることを確認したこと。

以上の論文の評価をふまえ、論文審査担当者は一致して、本論文の著者は博士（マネジメント）の学位を授与されるに十分な資格があるものと認める。

